

## 役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人福祉松快園（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とし、使用人の立場を兼務する常勤理事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、非常勤理事及び監事をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、役員及び評議員の職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であつて、報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員及び評議員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。
- 3 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、使用人給与のみ支給する。
- 4 前項における常勤理事は、理事長及び副理事長並びに使用人兼務理事とする。
- 5 賞与及び退職金は役員としての立場に対しては支給しない。使用人としての立場に対しての支給については、給与規程及び退職金規程の定めに準じる

### (報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全評議員の報酬総額は、年間50万円以内とする。

- 2 非常勤理事に対する報酬は、別表1「非常勤理事の報酬」に定める額とする。
- 3 個々の評議員の報酬は、別表2「評議員の報酬」に定める額とする。
- 4 各々の監事の報酬額は、別表3「監事の報酬」を勘案して、評議員会において定めるものとする。